

田町駅前西口地区都市計画市街地再開発事業の決定（都知事決定）

都市計画田町駅前西口地区市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員

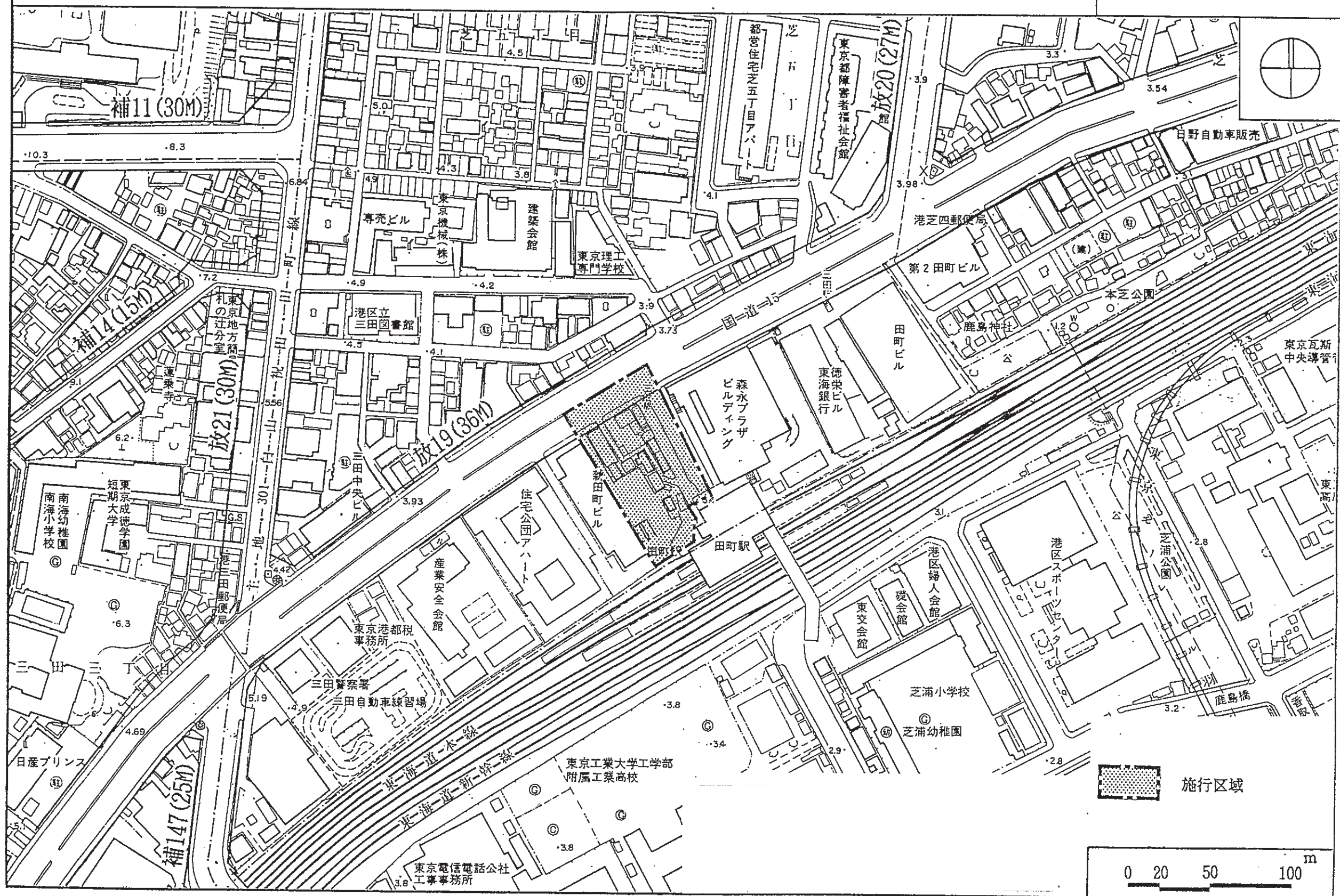
名称		田町駅前西口地区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積		約 0.6 ha					
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	幅員	延長	面積	備考
		幹線街路	放射第19号線	16.5 〔36〕 m	約 56 m	—	都市計画道路構成、但し施行区域内整備済
		区画街路	東京都港区特別区道第1028号線	14~16 〔16〕 m	約 71 m	—	既存区道の拡幅
	特殊街路	東京都港区歩行者専用道1号線	4~15.5 〔4~16〕	約 120 m	—	嵩上式、田町駅西口-芝5丁目と東口-芝浦3丁目を結ぶ新設港区歩行者専用道（全長約250m）の一部	
建築物の整備	街区番号	建築物		主要用途	建築物の高さの限度		備考
		建築面積	延べ面積		高層部	低層部	
	1	約 2,400 m ²	約 34,500 m ² 容積対象面積 約 28,800 m ²	高層部 事務所 低層部 店舗	高層部 80m 低層部 25m	駐車場 約 120台	
街区番号	敷地面積に対する		参考	高度利用地区内の制限内容			
	建築面積の割合	建築物の延べ面積の割合		最高限度	容積率	延べ率	壁面の位置の制限
1	7/10	85/10		85/10 以下	7/10 以下	30/10 以上	500m ² 以上 4m, 5m 及び 6m 但し、立体的歩行者専用通路を除く
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積		整備計画			
	1	約 3,400 m ²		敷地内に 4~6mの歩道状空地を整備する。			

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の限度は計画図表示のとおり」

〔理由〕 駅前低層密集市街地を集約化し公共施設の整備と併せて、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

田町駅前西口地区第一種市街地再開発事業 計画図(1) 施行区域図

1/2,500



施行区域



